

## 年金の受給資格期間の短縮について

年金の受給資格を得るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。本年8月からの施行です。納付期間が25年に満たないため、年金を受け取れなかった方には朗報となります。対象者は手続きが必要ですが、これにより約64万人が新たに受給資格を得ることが出来るそうです。



また、10年に短縮されたことにより、これまで保険料を殆ど払っていなかった現役世代の方にも、受給資格の取得の道が開かれたこととなります。というのは、60歳から65歳までの任意加入の利用（昭和40年4月1日以前生まれの方は70歳まで）や、後納制度を使った未納期間の解消などにより、50代後半からでも10年の資格期間を確保することが可能だからです。

では、新たに受給資格を得た方の年金給付額はいくらになるのでしょうか。

国民年金（老齢基礎年金）の平成29年度の給付額は、以下の算式で求められます。

$$\text{給付額（年額）} = 779,300 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}}$$

給付額は資格期間40年で満額（年779,300円）となり、40年に満たない場合は比例して減額される仕組みです。資格期間が最短の10年の場合は4分の1の年194,825円となり、月額では16,235円となります。

さて、平成29年度の国民年金保険料（月額）が16,490円で、資格期間10年の給付額16,235円と現状ほぼ同額となっています。つまり、現行制度の水準においては、納付した保険料相当額を約10年の給付で回収できることが分かります。もっとも、保険料は今後も引き上げが予想される一方、給付額は引き下げが懸念されるため、将来、保険料相当額を給付で回収するには10年より長い年月が必要になるかもしれません。

「納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点」から、国は今回の資格期間の短縮を決定しました。納付者にはそれに見合った給付を行うという姿勢を鮮明にすることで、年金制度に対する信頼感を高め、納付率の改善を促したい国の姿勢が見て取れます。

ところで、受給資格期間の短縮は、給付額の増加に直結するため、年金勘定の負担が増すこととなります。国としてはどう捉えているのでしょうか。

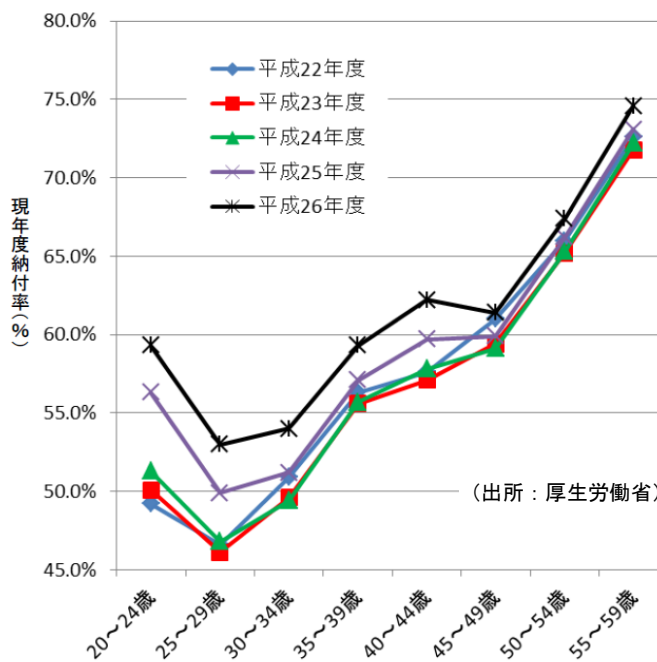
厚生労働省が6月30日に公表した、平成28年度分の国民年金の納付率は、65.0%（対前年度比+1.7ポイント）でした。近年の改善傾向が続いていますが、国が目標とする80%には程遠い状態です。

右上のグラフは、平成22～26年度の年齢別の国民年金保険料納付率を表したものです。改善傾向が見られるものの、特に若年層の納付率の低さが問題視されています。若年層の納付率が低いということは、将来の低年金者・無年金者が増加する要因になると懸念されるからです。

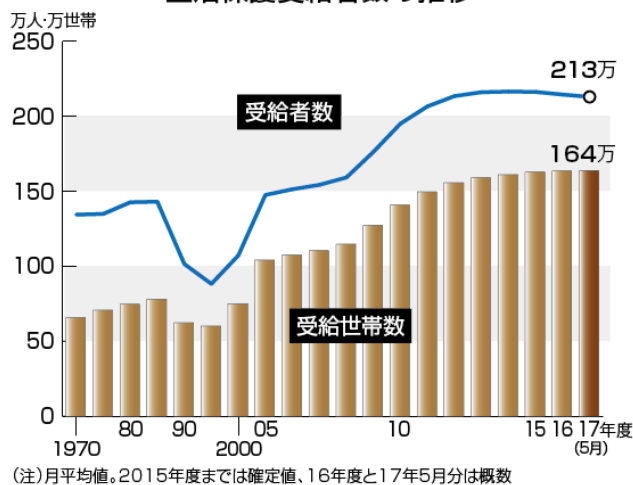
右下のグラフは、生活保護の受給者数および受給世帯数の推移を表したものです。雇用情勢の改善などから足元は受給者数の増加に歯止めが掛かっているものの、将来、懸念されるように低年金者・無年金者が増加すると、生活保護受給者も増加するであろうことは容易に想像できます。財政的な負担も高くなり、国としては最も避けたいシナリオです。

つまり国は、年金勘定だけの負担の増減ではなく財政全体の負担の増減を見据えて、今回の制度改革を行ったと考えられます。

年齢別の国民年金保険料納付率の推移



生活保護受給者数の推移



一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先